

英国の新賃金・物価・産業政策とその問題点

〔要 旨〕

英国労働党政府は当面する経済危機を打開するため、このほど新賃金・物価抑制策、新産業政策等の構想を次々に打ち出した。その背景としては、①低成長、②高インフレ、③国際収支不均衡、などがあげられるが、英国の場合、こうしたトリレンマが単に一時的なものでなく、英国経済に深く構造的に内包されているものであり、従来からしばしば繰り返されてきた事態であるところに問題がある。

英国経済が困難な状態にあるのは、もとより英国特有の社会・経済構造に根ざす面も多いが、次の諸点でこれまでの政策が適切さを欠いていたことも否定できない。すなわち、①経済政策の一貫性の欠如、②分配政策面でのゆがみ、③完全雇用政策への偏り、④財政の硬直化、などである。これらはいずれも互いに絡み合っており、しかもかなり根が深いものであるだけに、その解決は容易ではないと思われる。

労働党政府による今回の政策は、端的に言って政府の経済に対する関与の度合いをより一段と強めることによって経済危機を乗り切ろうとするものである。しかし、国有化企業の非効率、不安定な労使関係といった問題があるだけに、新政策の前途はまだまだ問題含みである。

今後英国がいかにして福祉国家の維持と経済成長の達成という困難な問題を解決していくかは、他の先進諸国にとっても多くの示唆を含むものといえよう。

〔目 次〕

はじめに

1. 英国の新賃金・物価・産業政策

(1) 新賃金・物価対策

(2) 新産業政策

2. 今次政策の背景——英国経済の当面する問題点

(1) 英国経済の低成長

(2) 高い物価上昇率

(3) 国際収支の逆調傾向

3. 英国経済不振の原因

(1) 政策の一貫性欠如とその影響

(2) 分配政策への傾斜に伴う問題点

(3) 完全雇用下の労使関係とコスト・プッシュ圧力

(4) 財政硬直化とその影響

4. 今次政策の反響と若干の問題点

(1) 新賃金・物価抑制策について

(2) 新産業民主化政策について

5. むすびにかえて

はじめに

英国では本年8月以降、新賃金・物価抑制策、企業国有化の推進、計画協定、労働者の経営参加等新しい政策構想があいついで発表されている。これらの政策路線は、トリレンマを抱えた英国労働党政府のいわば最後の切札的性格が強く、しかも社会主義的色彩が強いものであるだけにその帰すうが注目されている。

このような英国経済の困難な事態や政策運営は、もとより同国固有の事情によるところが大きい。しかし同時に、英国の低成長がいかなる原因でもたらされたか、政策当局がそれにどのように対処してきたかという点については、英国同様福祉国家を志向する他の先進国にとって、参考になる点が少なくない。その意味で、以下、今次英国の政策措置および問題点等につき概観することとした。

1. 英国の新賃金・物価・産業政策

(1) 新賃金・物価対策

英国労働党政府は、昨74年3月の総選挙において、ヒース前首相の率いる保守党を僅差で破り政権についたが、総選挙の際重要な争点となった賃金・物価政策については、保守党政権下における

法的強制力を伴った賃金規制に代え、労働組合の自主的規制に基づく「社会契約」^(注1)を採用した。しかし、その後1年半におよぶ「社会契約」の実績をみると、賃上げ率は保守党政権下におけるよりかえって高まり、夏場ごろまで年率30%を超える状態にあった。このため、英国全般にインフレ期待心理が根強く広がり、他の主要国においてはインフレはおおむね鎮静化してきているにもかかわらず、ひとり英国のみは依然前年比20~30%の物価上昇が続いていた。このような高率インフレの持続は、単に企業、消費者の心理やビヘイビアにマイナスの作用を及ぼし、英国の景気後退をいっそう拍車していたのみならず、対外的にもポンドに対する不信感を強め、国際収支面に大きな悪影響をもたらした。いわば労働党政府の夢みた「社会契約」の実験は、実績からみるかぎり、全く画餅に帰したといつてよいであろう。

ここにおいてさすがに労働党政府も、「社会契約」のそごを認め、本年7月11日、『インフレ防止白書』(The Attack on Inflation)を発表、「明76年第3四半期までにインフレ率を前年比10%に抑え、さらに76年末までにはこれを1けた台に抑え込む」との目標を明示するとともに、これが達成のための新賃金・物価政策の実施方について具体的構想^(注2)を明らかにした。

(注1) 「社会契約」(social contract)とは、法的に賃金を規制するのではなく、「政府が、老齢年金の引上げなど労組が要望する社会政策や産業政策の実施を約束する一方、労組も、一定のガイド・ラインにしたがって賃上げを抑制することを約束する」といういわば自主的な所得政策(voluntary incomes policy)である。この構想は、1973年労働党とTUCの間で合意され、74年9月、TUC年次総会において傘下労組の支持を得ている。

上記賃金のガイド・ライン(74年6月TUCが作成)の概要は次のとおり。

- ① 賃上げは実質所得を維持・確保する範囲内にとどめること。
- ② 次の賃上げまでの間隔は通常12か月とする。
- ③ 生産性向上に見合う賃上げ(productivity deals)、賃金構造の改革、雇用保障の改善、週給30ポンド以下の労働者の賃上げ、あるいは婦人労働者の低賃金改善などはこのガイド・ラインから除外する。

(注2) その主な内容は次のとおり。

- ① 本年8月1日以降明76年8月1日までの賃上げは週6ポンド以下とする。ただし、年収8,500ポンド以上の高額所得者の賃上げは認めない。
- ② 配当の増加率規制(配当の前年比増加率に関する規制)についても、現行の12.5%から10%に引き下げる(7月1日から実施)。
- ③ 現行の企業に対する価格規制(Price code)の運用を厳格化する。
- ④ 生活必需品の値上がり抑制のため食料品に対する補助金を来年度70万ポンド増額するほか、公共住宅の家賃上昇を抑えるため来年度80万ポンドの財政支出を行う。

今次政策は「社会契約の発展的形態」(ウィルソン首相)とされているように、法的措置によるものではなく、引き続き「自主的」賃金抑制として位置づけられている。しかし政府は、「今後の賃上げ動向いかんでは、法的規制導入の用意がある」(同首相)旨明らかにするとともに、「社会契約」破綻の一因が罰則措置を伴わなかったことにあるとして、「上記賃上げ目標(limits)が遵守されるよう」違反企業に対する罰則措置(注3)をあわせ導入した。

今次抑制策を従来の「社会契約」に比較すると、賃上げ限度については、従来の基準が「生計費上昇の範囲内とする」とややあいまいなうえに、「特殊ケース」としての例外扱いも認めていたのに対し、今回は「一律週6ポンド以下」と明確に規定されていることが特徴的である。しかも、

- ① 従来の「社会契約」は、政府と労組間で取り決められたものであったが、今回は企業(CBI<英国産業連盟>)をも加えた「3者間で一応合意に達したもの」(ウィルソン首相)であること、
 - ② 賃上げ抑制目標違反に対する制裁措置は、労組には適用されず、専ら企業に対し行使されることとなっていること、
 - ③ 物価規制に関しては、労組側の物価凍結要請をしりぞけていること、
- など総じて労使間の利害のバランスに配慮されたものとなっている。

(2) 新産業政策

(国家と企業の関係)

また労働党政府は、最近とみに活力を失っている英国経済の再生をはかるため、昨74年8月、『英国産業の再生』(The Regeneration of British Industry)と題する白書を発表、①国家企業公社の設立と、②企業経営計画への政府関与の強化の方針を明らかにした。この構想は、本75年1月に企業国有化に関する新産業法案(Industry Bill)として、また8月には、政府・企業間の計画協定(Planning Agreements)制度として、それぞれ具体化の方向へ推進されることとなった。これら2つの構想の骨子はおおむね次のとおりである。

イ. 国家企業公社(National Enterprise Board)

本公社は、労働党の産業政策の根幹である企業国有化を推進するうえの母体となるもので、政府が全額出資し、①民間企業株式の取得、②設備投資資金の貸付、③必要な分野における官民共同体の設立などを促進し、長期安定的投資、資源配分の適正化を図ることを目的とする(なお国有化に関しては、従来のような経営不振企業のそれにとどまらず、収益性の高い企業をも対象としている点が特徴的である)。

ロ. 計画協定(Planning Agreements)

本協定のねらいは企業の経営計画を国家目標と調和させ、経済政策の有効性を高めようとするところにある。具体的には、①政府と企業は合意に基づく“任意(voluntary)”ベースの計画協定を締結、②これに基づき両者は当該企業の経

(注3) 具体的措置は次のとおり。

- ① 上記限度を上回る賃上げ協定は、企業に対し拘束力をもたないこととする。
 - ② 過大な賃上げを行った民間・国有企業に対しては、賃上げを理由とする価格引上げを認めない。
 - ③ 過大な賃上げを行った地方公共団体や国有企業に対しては、政府の補助金を支給しないほか、市場経由の資金調達をも制限する。
 - ④ 過大な賃上げを行った民間企業に対しては、産業法に基づく金融援助、あるいは本年度予算に盛り込まれた雇用補助金支給等を行わないほか、政府の物資購入先リストから除外する。
- なお、政府は上記①、②、③に関し、7月16日法案(The Remuneration, Charges and Grants Bill)を議事に提出、同31日に成立をみた。

営計画に関し協議を行い、③企業は経営に関する各種情報を政府に提供するとともに、一般経済見通し、企業の短期的・中期的経営方針等について政府と検討する、などの内容を含むものである。

(労働者の経営参加)

さらに政府は本年8月、労働者の企業経営参加(employee representation at board level in the private sector)を法制化するために諮問委員会設置の方針を明らかにした。これは労働党政府がかねてから標ぼうしていた産業民主化の一環として、労働者代表を重役会に参加させることにより、企業経営に労働者の意向を反映させるためのものであり、ショーアー通商相は「1年以内に同委員会の検討結果を報告させ、これに基づき76年度中にも法制化したい」としている。なお、同委員会の検討対象は民間企業に限られるが、政府はこれと並行して国有企業における労働者の役割についても検討をはじめることとしている。

政府は、以上のような新政策方針に加え、富裕税(注4)(Wealth Tax)構想を発表し(本年8月)、さらに現在「生産性向上のための新産業政策」を検討中とも伝えられている。もちろん、上記の諸政策については、今後具体化するまでに産業界、労働界はじめ各層の意見が集約、調整されるわけであり、必ずしも政府の構想どおりの結果になるかどうか、まだ明らかでない。しかし、もしこれらの政策が政府の構想どおりに実現するならば、英国経済は自由主義陣営にあるといいながら、実際には社会主義的色彩の強い政府主導型の計画経済的体制に変ぼうすることになる。これは英国と緊密な経済関係にあるECはもとより、自由主義経済圏全体にとってもきわめて注目すべきできごと

といわねばならないであろう。

2. 今次政策の背景——英国経済の当面する問題点

英国政府が、このような画期的な政策構想を次々と打ち出すに至った背景としては、もとより現在英国が直面しているインフレ・不況・国際収支不均衡といういわゆるトリレンマの深刻化があるわけであるが、英国の場合注目されるのは、他の欧米諸国とは異なりこのトリレンマが長期的、構造的にビルト・インされていることである。事実、73年から74年にかけては、世界的インフレーションに石油危機が加わり、他の欧米主要国も軒並みトリレンマに悩まされたが、最近ではそれらの国においては物価が鎮静傾向にあり、国際収支も改善を示しつつあるほか、景気動向についてもひとところより明るさが増してきている。それにもかかわらず、ひとり英国のみが、このトリレンマのどれをとってもまだ解決の兆しがみえないということは、英国にとってこれらの問題が構造的に内包されたものであり、他国ほど解決が容易でないことを示しているといえよう。この点については、他の欧米諸国とやや長期的に国際比較を行うことによっていっそうその問題点が明らかとなる。

(1) 英国経済の低成長

未来学者として知られるハーマン・カーンの主宰するハドソン研究所は、昨74年11月、「The United Kingdom in 1980」と題し、英国の経済的・社会的諸問題の現状と見通しについて報告書を発表し、内外に大きな反響を呼んだ。同報告書は英国の当面する「危機」の原因を「英国が他国並みの経済成長率を達成できなかったという事実

(注4) 社会正義・公平を実現するためには、所得の再分配(redistribution of income)とともに、蓄積された富の再分配(redistribution of wealth)が必要との考え方によるもの。個人を対象とし、その純資産額が10万ポンドを上回る場合にその超過分に対し1%以上5%までの累進税率を課するとの構想(77年度実施を目標)。

(第1表)

英国における長期経済計画

	策定機関	発表時期	計画期間	平均成長率 (年率)	備 考
保守党	国民経済発展審議会 (NEDC)	1963年4月	1962~66年 (基準年次 1961年)	4.0% 〔実績 3.1%〕	労働力自然増加<0.8%> +*生産性上昇率<3.2%> (*1953~57年平均1.8% 57~61 〃 2.5%)
労働党	経済省 (DEA)	1965年9月	1965~70年 (基準年次 1964年)	3.8% 〔実績 2.3%〕	労働力自然増加<0.4%> +生産性上昇率<3.4%> 「国民経済計画」(National Plan)と呼称

(第2表)

主要国の成長率(実質ベース)比較

	年平均成長率(%)					GDP金額 (10億ドル)	
	1950年代	1960年代	(前半)	(後半)	1971~74年	1965年	1974年
英 国	2.6	2.9	(3.4)	(2.3)	2.5	99.5	186.8
米 国	3.3	4.0	(4.8)	(3.2)	3.3	692.1	1,420.2
西ドイツ	8.0	4.9	(5.0)	(4.8)	3.0	115.5	385.7
フランス	7.2 (53~60年)	5.8	(5.8)	(5.8)	5.2	99.1	274.0
日 本	7.9	11.1	(10.1)	(12.1)	6.0	89.0	415.4

(注) 年平均成長率はGNPベース。ただし、英国、フランスはGDPベース。
資料：各国統計資料および OECD 統計資料。

(第3表)

主要国の粗固定資本形成増加率比較

(単位・%)

	粗固定資本形成の年平均増加率					対GNP比率	
	1950年代	1960年代	(前半)	(後半)	1971~74年	1965年	1974年
英 国	5.3	4.5	(6.2)	(2.9)	1.5	18	17.3
米 国	1.2	3.7	(5.5)	(2.0)	4.4	17	14.4
西ドイツ	9.8	5.7	(6.8)	(4.5)	△ 0.2	26	23.5
フランス	8.1 (53~60年)	8.0	(7.8)	(8.2)	6.0	24	26.2
日 本	11.1	15.0	(13.5)	(16.4)	5.2	31	33.9

(注) 民間および公共部門の粗固定資本形成、ただし米国は民間部門のみ。
資料：各国統計資料。

に端的に集約される」と述べている。

ストップ・ゴー政策の行われた50年代はもとより、長期成長路線が政策目標としてまがりなりにも志向された(第1表)60年代から73年に至る間も、英国の成長率はわずかな例外(注5)を除き低水準を続けてきた(1960~73年平均成長率3%)。

(注5) 5%以上の成長率を記録したのは、64年(6.0%)、73年(5.3%)のみ。

これを主要先進国との比較でみても、(第2表)のとおり英国の相対的低位は明らかである。

このような低成長の基本的要因は、低投資に求められよう。いまGNPに占める固定資本形成(政府部門を含む)の比率をみると、先進國中英国が最低である(第3表<米国は英国より低い、これは米国が政府部門を含まず、民間部門のみであるため>)。また設備投資中に占める製造業設備投資の比率もすう勢的に低下しており(1957~60年平均31.0%→61~65年同28.0%→66~70年同26.5%→71~74年同24.4%)、設備の老朽化も著しい。たとえば更新後10年以内の設備が全体に占める比率は日本62%、西ドイツ56%といわれているのに対し、英国はわずか38%にすぎない。いわば6割以上の設備が老朽化しているわけである。

(2) 高い物価上昇率

英国の物価は、戦後の混乱や朝鮮動乱等の収まった後も

一貫して上昇を続け、とりわけ60年代以降の上昇が目だった。最近に至っても依然20%台の上昇率で推移しており、先進國中最高の上昇を示している(第4表)。そうした背景には、①供給力制約要因(上記低投資および熟練労働力の不足)、②需要超過要因(分配政策による所得移転、福祉政策に

(第4表)

主要国の物価上昇率(年平均)比較

(単位・%)

		1955～ 60年	1961～ 65年	1966～ 70年	1971～ 74年
C	英 国	2.6	3.5	4.6	10.4
	米 国	2.0	1.3	4.2	6.2
P	西ドイツ	1.8	2.8	2.4	6.2
	フランス	5.6	3.8	4.3	8.1
I	日 本	2.0	6.2	5.4	11.4
W	英 国	1.7	2.6	3.8	11.0
	米 国	1.6	0.4	2.7	9.7
P	西ドイツ	0.7	1.3	1.4	6.7
	フランス	5.7	2.3	3.8	11.2
I	日 本	0.5	0.4	2.2	11.1

資料：日本銀行統計局「国際比較統計」。

(第6表)

英国の国際収支推移

(1) 貿易収支動向

(△印は赤字、単位・百万ポンド<年平均>)

1951～ 55年	1956～ 60年	1961～ 65年	1966～ 70年	1971～ 73年	1974年
△ 346	△ 93	△ 209	△ 289	△ 901	△ 5,234

(2) 過去のポンド危機における国際収支動向

(△印は赤字、単位・百万ポンド)

	1951 年	1955 年	1961 年	1964 年	1966 年	1967 年	1972年
貿易収支	△689	△313	△140	△500	△ 66	△554	△ 690
経常々	△369	△155	23	△355	100	△301	128
総合々	△334	△229	△339	△695	△547	△671	△ 1,265

資料：United Kingdom, Balance of Payments 1964-74.

(第5表)

所得政策下の物価上昇要因(寄与度)

(年率・%)

		賃 金 給 付 コ ス ト	税 金	輸 入 コ ス ト	利 潤 そ の 他	合 計	
労 働 党 政 権 (64年10月～70年6月)	賃金物価自主抑制 (1964Ⅳ～66Ⅱ)	+ 3.0 (+ 73)	+ 0.8 (+ 20)	+ 0.3 (+ 7)	- (-)	+ 4.1 (+ 100)	
	賃 金 等 凍 結 (1966Ⅲ～67Ⅲ)	+ 0.9 (+ 31)	+ 0.7 (+ 24)	- 0.2 (- 7)	+ 1.5 (+ 52)	+ 2.9 (+ 100)	
	ポンド切下げとその後 (1967Ⅳ～69Ⅱ)	+ 1.4 (+ 29)	+ 1.0 (+ 20)	+ 1.4 (+ 29)	+ 1.1 (+ 22)	+ 4.9 (+ 100)	
	総選挙まで (1969Ⅲ～70Ⅱ)	+ 4.4 (+ 67)	+ 0.9 (+ 14)	+ 1.0 (+ 15)	+ 0.3 (+ 4)	+ 6.6 (+ 100)	
保 守 党 政 権 (70年6月～74年2月)	炭鉱ストまで (1970Ⅲ～71Ⅳ)	+ 4.6 (+ 62)	- 0.3 (- 4)	+ 0.5 (+ 7)	+ 2.6 (+ 35)	+ 7.4 (+ 100)	
	炭鉱スト以降凍結まで (1972Ⅰ～72Ⅲ)	+ 4.9 (+ 72)	+ 0.7 (+ 10)	+ 1.2 (+ 18)	- (-)	+ 6.8 (+ 100)	
	賃 金 等 凍 結 (1972Ⅳ～73Ⅰ)	+ 0.5 (+ 7)	+ 0.8 (+ 11)	+ 5.1 (+ 70)	+ 0.9 (+ 12)	+ 7.3 (+ 100)	参考 御売物価 (年率)
	所得政策第2段階 (1973/下期)	+ 5.9 (+ 45)	+ 0.6 (+ 5)	+ 8.0 (+ 61)	- 1.4 (- 11)	+ 13 (+ 100)	<+ 12>
労 働 党 政 権 (74年3月)	所得政策第3段階 (1974/上期)	+ 7.7 (+ 41)	- 0.4 (- 2)	+ 12.4 (+ 66)	- 0.9 (- 5)	+ 19 (+ 100)	<+ 28>
	社 会 契 約 (1974Ⅲ)	+ 15.2 (+ 72)	- 4.0 (- 19)	+ 0.8 (+ 4)	+ 9.1 (+ 43)	+ 21 (+ 100)	<+ 21>
	同 (1974Ⅳ)	+ 16.6 (+ 83)	- 0.5 (- 3)	+ 1.4 (+ 7)	+ 2.5 (+ 13)	+ 20 (+ 100)	<+ 24>

(注) 保守党政権下の賃金等凍結期までは、ロンドン・エコノミスト紙(1973年9月8日号)による「御売物価」騰貴率に対する要因別寄与度の分析結果。所得政策第2段階以降は英蘭銀行(1975年3月同行四半期報)による、「国内最終支出のデフレーター」騰貴率に対する要因別寄与度の分析結果。

よる財政支出増)、③海外要因(ポンド価値の下落、輸入価格上昇)、④コスト・プッシュ要因、などが密接かつ複雑に絡み合っているが、とくに60年代以降は、保守党・労働党いずれの政権の下にあっても賃金コスト・プッシュ要因が強く働いており、しかも最近ではますますその様相を強めている(第5表)。

(3) 国際収支の逆調傾向

石油危機による国際収支の大幅赤字は特殊要因として別にしても、英国がすでに60年代から恒常的に深刻な国際収支逆調傾向、とりわけ貿易収支赤字幅の拡大基調を続けていたことは(第6表)にみるとおりである。

こうした赤字の主因は、まず輸出の不振に求められる。1960年代を通じて英国の輸出の伸びは世界輸出の伸びの3

分の2に過ぎず、したがって世界貿易に占める英国のシェアは続落傾向をたどっている(1960年8.2%→65年7.3%→73年4.8%)。

また輸入についても問題含みで、とくに70年代に入ってからかなりのピッチで増加を続けており、60年代後半から70年代初めにかけての輸入増加は国内生産の伸びの3倍にも達した。なかでも工業製品の輸入急増が目立ち、総輸入中に占める工業製品のシェアは大きく上昇し5割強に達している(1960年43%→73年56%)。

このような貿易収支の動向は、英国産業の国際競争力低下を映じたものであり、上記の低投資・低成長および物価動向に深くかかわり合っていることはいうまでもない。

また、後述するように、戦後の経済政策運営を大きく制約した数次に及ぶポンド危機は、貿易収支の赤字が拡大した時点で英国の先行きの経済情勢、政策動向に不信が高まり、それが大規模な短資の動きやリーズ・アンド・ラグズを伴い、総合収支の赤字を増幅するという形で顕現化した(第6表)。つまり過去のポンド債務残高^(注6)により、国際収支の悪化を拡大するようなパターンが存在していたわけである。

3. 英国経済不振の原因

このような英国経済の長期不振は、しばしば指摘されているように、単に経済的要因ばかりでなく、英国の政治的・社会的制度や国民性にまでつながる問題であろう。また2つの大戦による膨大な対外資産の喪失、対外借款累増などの要因とも関係がある。しかし、ここではそのすべてについて論じる余裕がないので、主として経済的側面にしぼって問題を考えてみたい。その場合に

は、以下のような諸点が指摘される。

(1) 政策の一貫性欠如とその影響

「英国は、自らどのような型の経済を望んでいるのか、その点についての明確な政治的コンセンサスを欠いている」とロンドン・エコノミスト誌(74年12月28日号)が指摘するとおり、戦後の経済政策運営が一貫した基本的な原理に欠けるところがあった点は否めない。

(保守党・労働党間の政策理念の相違)

戦後、英国政界は保守、労働の2大政党が対立し、政権は両者が交代で担当した。問題は、この両者が政策理念を異にすることである。この点は同じ2大政党の対立といっても、米国の民主・共和両党の関係とはやや事情が異なっている。すなわち、保守党は英国経済再建の道を自由市場原理に基づく経済の効率化に求めたのに対し、労働党は自由市場原理に否定的である。同党はむしろ社会主義経済原理により計画経済的指向が強く、経済に対する政府の支配力を強化するなど、英国経済は政権が交代する度に右に左に大きくゆれ動き、経済効率が著しく阻害された。その典型的な例は鉄鋼業の国有化である。

鉄鋼業の国有化は1951年2月に行われ、1949年鉄鋼業法(同年11月成立)に基づいて設立された英国鉄鋼公社(Iron & Steel Corporation of Great Britain)に民間鉄鋼企業96社の資本が移管された。しかし、1951年10月の総選挙で鉄鋼業国有化に反対の立場をとっていた保守党が政権を獲得し、国有化方針を覆す旨の意向が表明され、53年5月に国有化解除法が成立した。しかるに、1964年に保守党に代わって成立した労働党政権は、基本方針として国際競争力増強を目的に企業合併を推進することとし、67年産業再編成公社(Industrial

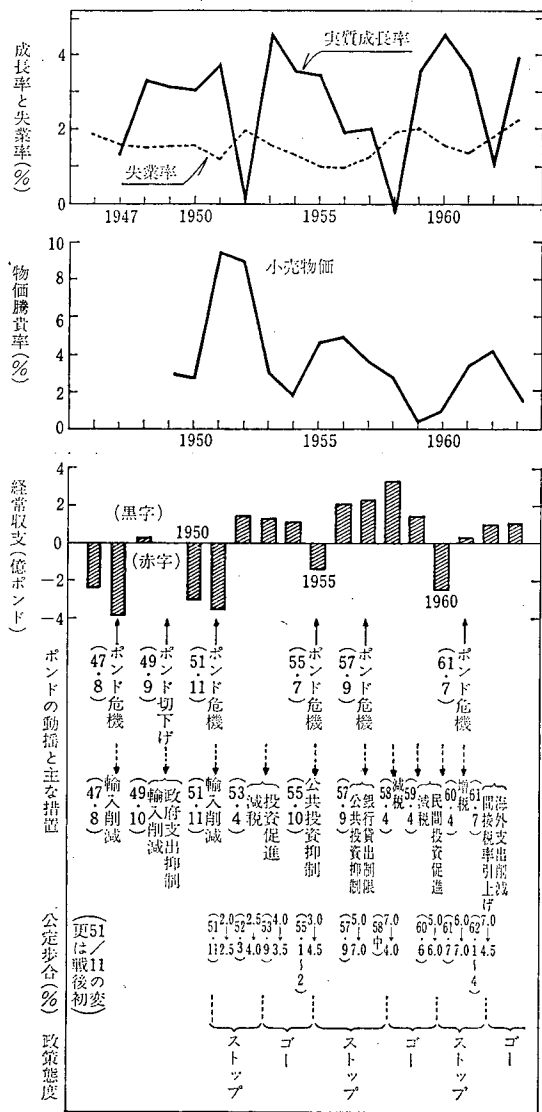
(注6) 海外保有ポンド残高は、戦時中の戦費調達に伴い急増した(1939年末4.8億ポンド→45年末35.7億ポンド)が、その後も漸増し(69年末53億ポンド)、他方金外貨準備の相対的不足(39年末5.5億ポンド→45年末6.1億ポンド→69年末11億ポンド)を招き、結局ポンドの交換性に関し問題視されるような状況が現われてきた。

Reorganisation Corporation)を設立、(同公社が推進した企業合同は1965年独占・企業合同法の適用除外とされた)、鉄鋼業については67年7月再び国有化を行った(British Steel Corporationの設立)。

このように基幹産業に関する政策が目まぐるしく変更されたため、民間企業の設備投資意欲は著しく阻害された。

〔第1図〕

英国の1950年代におけるストップ・ゴー政策



また、所得政策や成長政策に対する政府の理念が、情勢の変化にしたがって大きく基本的に変った事例も数多い(詳細は付表「英国の1950年代以降の政策運営について」参照)。

こうした点は、西ドイツの社会主義政党である社会民主党が、経済政策運営にあたっては保守系諸党と同じく「社会的市場経済原理」を基本理念としてきたことと(注7)きわめて対照的である。

(ストップ・ゴー政策の展開)

このように異なる政策基本理念が交互に打ち出されたことに加えて、実際の経済政策運営が、いわゆるストップ・ゴー政策と称されるように景気抑制策と緩和策をひん繋に繰り返す形で行われた点も、経済のすう勢的停滞を招く大きな要因となった。

第2次大戦直後から60年代後半に至る間英国経済を襲った危機は、現象的にはいずれも国際収支危機ないしポンド危機であった。つまり国際収支が経済政策運営上の厳しい制約条件となり、国内政策はその大幅な変動の下で小刻みに「ストップ」と「ゴー」のサインを点滅させながら行われざるを得なかった(第1図および第2図参照)。しかも、その政策の切替えが2~3年おきに繰り返されたため、企業はせっかく着手した設備投資を引締めによって中止したり、あるいは政策が緩和され景気が回復してきても、設備投資が抑制されていたので供給が需要に追い付かず、いたずらに輸入を増大させるといった非効率が生じた。このため産業界は経済の先行き見通しに自信を失い、投資意欲減退、生産効率低下といった事態を招く結果となった。

(2) 分配政策への傾斜に伴う問題点

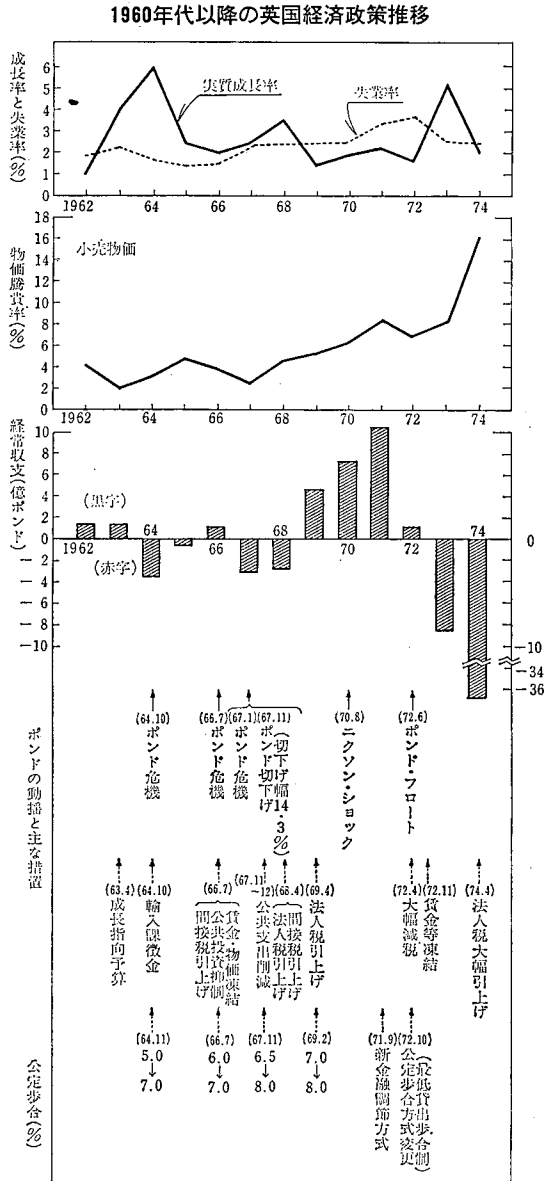
英国は戦後ただちに社会保障制度を確立し、その後も着実に充実を図ってきた。これは終戦当時、稼働可能な機械設備が相当程度存在していた

(注7) 調査月報49年12月号「西ドイツにおける物価安定政策の展開とその背景」参照。

ことから、生産体制の復興が欧州大陸諸国に比し速やかであり、かつまた戦争の痛手を受けた国民が分配に関心を集中する傾向を強めていたことなどを背景とするものであった。

この分配政策は、企業から個人へ、高所得層から低所得層への所得分配を進めるものであった。すなわち、①企業から個人への再分配によって、

〔第2図〕



労働分配率は1950、60年代を通じて着実に上昇した(1953年70.0%→73年76.1%)。さらに③個人部門のなかでも、高所得者から低所得者への所得移転が行われた結果、英国の所得および富の分布はひとりに比べるとかなり平均化することとなった(第3図および第7表)。

イ. 消費性向の上昇とインフレ的経済体質

このような分配政策の展開によって英国経済は、「蓄積よりも消費」の傾向を強め、今や英国の国民総支出に占める消費(個人消費と政府消費(第7表)

英国における富の分配

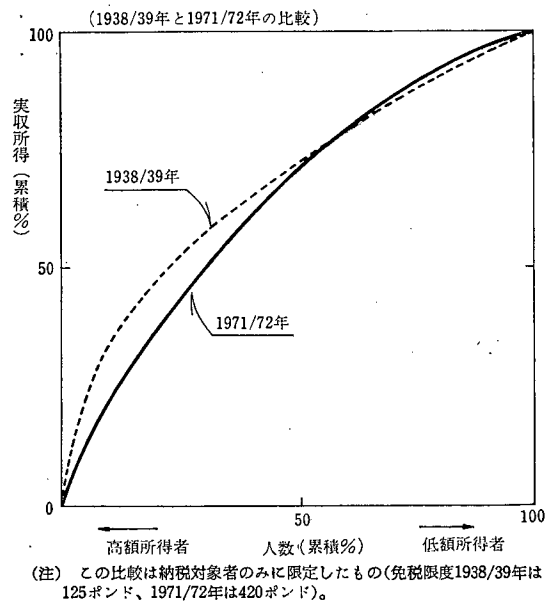
(全体に対する比率、単位・%)

	1961年	1965年	1970年	1971年
全人口中最も富裕な1%	28.4	24.4	20.7	20.4
〃	2%	37.1	32.7	27.7
〃	3%	42.7	38.4	32.8
〃	4%	47.0	42.8	36.8
〃	5%	50.6	46.4	40.1
〃	10%	62.5	58.6	51.9
〃	25%	79.2	77.7	72.5
〃	50%	92.5	92.5	90.2

資料：「The United Kingdom in 1980」P65, 1974.

〔第3図〕

英国の所得分布状況



(第8表)

個人消費・政府消費支出の国民総支出に占める
ウェイト(名目ベース)および貯蓄性向

(単位・%)

	国民総支出に占めるウェイト(74年)			個人貯蓄率	
	個人消費	政府消費支出	計	1961年	1973年
英国	63.0	20.2	83.2	6.0	7.7
米国	62.7	22.1	84.8	5.9	8.5
西ドイツ	53.7	19.7	73.4	14.0	14.1
フランス	59.8	12.3	72.1	9.9	13.5
日本	52.9	10.1	63.0	19.2	24.9

(注) 米国の政府消費支出は政府の固定資本形成を含む。
資料：日本銀行統計局「国際比較統計」。

支出)のウェイトは8割強にも達している(第8表)。消費のウェイトが高いことと裏腹にそれだけ固定資本形成の割合は低くなるから、需要超過圧力を生み出しがちであり、こうしたダイヤモンド・プル要因をたえず内包していることも、英国経済の体質をインフレ的なものにしていくとみられる。

この点国内の資本蓄積・輸出増強に重点をおいてきた日本や西ドイツ等の国と比べ、当然に成長力や国際競争力の面で遅れをとることになる。

ロ. 所得の再分配と企業に対する課税の重圧

前述のように企業から個人への所得再分配が行われる過程では、当然のことながら企業の税負担が増大した。すなわち、法人所得に対する税負担率をみると、とくに60年代後半以降の急増が目立ち、72年の時点で実に6割強と先進国中の最高水

(第9表) 主要国の税負担率比較

(単位・%)

	個人直接税/ 個人所得		法人直接税/ 法人所得	
	1965年	1973年	1965年	1973年
英国	17.3	^(72年) 20.2	34.4	^(72年) 61.9
米国	16.8	19.1	41.3	^(72年) 46.0
西ドイツ	18.8	^(72年) 25.1	41.9	^(72年) 55.7
フランス	20.9	^(72年) 22.4	39.9	^(72年) 36.5
日本	11.0	13.3	46.7	55.9

(注) 英国、西ドイツ、フランスの法人所得は配当を含まない。
資料：日本銀行統計局「国際比較統計」。

準にまで達している(第9表)。一方、個人所得に対するそれも高まってはいるが、法人に比べはるかにモダレートなテンポであり、国際比較においてもさほど際だった高さにはない。このため英国企業における重税感にはなほだしく、それだけ企業の投資意欲および資本蓄積がそがれる結果になっている。

こうした事情はとくに石油危機後に顕著に現われた。すなわち、石油価格上昇を契機とする物価急騰に伴い、売上げとは無関係に企業の在庫評価益が膨大な額に上り、これに対する課税から企業の流動性は著しくひっ迫した。加えて労働党政権下、所得政策のうち賃金規制は撤廃されたが価格規制は残されていたため、労働コスト上昇分の価格転嫁はその50%までしか認められず、企業利潤が圧迫されていただけに、企業にとって事態はより深刻となった(注8)。

(注8) この点に関連して英蘭銀行のリチャードソン総裁も次のように指摘している。すなわち、「国民所得に占める企業利潤のシェアは永年にわたって低下を続けてきており、現在の水準は在庫評価益を除けば、1930年代初期の大不況時に匹敵するほど低い。そのため各企業は多額の資金を調達しなければならないが、今や多くの経営者が負債をこれ以上増やせないとするほどの状況にまで追い込まれている。企業は企業のみならず、国家の将来にとっても重要な投資を取りやめるなど、あらゆる手段で支出抑制を余儀なくされている」として、「雇用の先行きにとって最も重要な問題は、消費需要を刺激すべきかどうかということではなく、いかにして英国産業およびそれがもたらす雇用機会を擁護すべきかということにある」と訴えている(1974年10月17日、ロンドン市長招待晩さん会における演説)。

ちなみに、英国の企業収益は下記のようにほぼすう勢的な悪化傾向を示している。

企業収益(在庫評価益を除く)の対GDP比率(%)	1968年	69年	70年	71年	72年	73年	74年
	13.8	12.8	11.7	11.7	12.0	11.0	8.7

資料：National Income and Expenditure 1964-74.

なお、74年11月の補正予算において、労働コスト上昇の価格転嫁許容率は80%に引き上げられた。

(3) 完全雇用下の労使関係とコスト・プッシュ 圧力

英国の労働組合組織はきわめて複雑多様であって、産業別、職能別あるいはまた一般労組といわれるものなど、同一企業内にいくつもの労組が存在することは珍しくない。このため一部労組のストにより、企業全体の機能がストップしてしまうケースもよくみられる^(注9)。しかも、近年における労組の賃上げ要求の動機あるいは要求額決定が「労組間の賃金せり上げ(union is bargaining against union)」(NIESR, 75年5月四半期報)による場合が多く、社会契約破綻の大きな要因に挙げられるような状況が生じてきている。

このように労組の影響力が強まってきた1つの背景として、完全雇用と所得再分配とを目標に掲げてきた英国の経済政策運営の裏目が出たという事情を指摘することも、あながち不当ではなからう。すなわち失業率の推移をみると、70年代に入ってから3%台(最近では4%を超える)という水準もみられるが、60年代はおおむね1.5~2.5%、50年代においては2%を下回るのが常態化していた。摩擦的失業のほか、婦人の職場への進出、未熟練外人労働者の増加といった労働市場の構造変化を考慮すると、最近に至るまでの失業率はほぼ完全雇用に近い状態を示すものといえよう。しかも、たださえ、所得水準の引上げ要求が「社会的闘争(social struggle)」^(注10)化しており、加えてその闘争が「労働者間、そして賃金対利潤との間の現行所得の分割に関するものであり、総需要水

準の高さを問わず生じる」^(注11)状況の下で分配政策が行われたため、労組の賃上げ交渉力を強める結果になったとみられる。

さらに、労組がこうした交渉力を駆使して労働争議戦略に訴えることがほぼ恒常化して以来、英国経済は絶えず生産阻害の不安の下に置かれることとなった。経営者側もストライキを行われるよりは被害が少ないとして、大幅賃上げに応じることを余儀なくされるケースが増加している。しかも英国では、今や全労働者の3割弱が公共部門(国有企業を含む)に従事しており、また企業側も独占力を背景にコスト・プッシュ圧力を比較的安易に価格へ転嫁したり、あるいは価格引上げを抑制する代償として補助金を国家財政から受け入れたりしている。これが社会的にも大きく影響し、コスト・プッシュ・インフレ圧力を高めてきたことは否定できない。

(4) 財政硬直化とその影響

戦後の分配政策は財政支出の硬直化とインフレによる歳出の恒常的な膨脹をもたらし、他方における低成長の結果としての歳入伸び悩みとあわせて、財政収支はひつ迫傾向を示すことが多かった。英国の財政動向は、一般会計のみならず政府の行う投融资活動の分も合せてみる必要があるが、72年度以降は、一般会計の収支じりだけでも赤字が続くとともに、それが拡大の傾向をたどっている^(注12)。

こうした中央財政の動向に加え地方公共団体のそれをも含めて考えると、公共部門の赤字は巨額

(注9) その代表例は、ストひん発によって74年12月経営離脱を招き、現在国有化の道を歩んでいるBLMC(英国最大の自動車メーカー)である。同社の場合、年間に改訂交渉を行う賃金協約は約400に上り、それぞれの交渉過程における労働争議の発生等で74年中に324千台の生産が阻害されたと伝えられている。

(注10) Brian Reading, "Inflation—the Social Struggle", Westminster Bank Review, 1974.

(注11) Aubrey Jones, The New Inflation: the Politics of Prices and Incomes, London, 1973, p.204.

(注12) 一般会計収支じりの推移

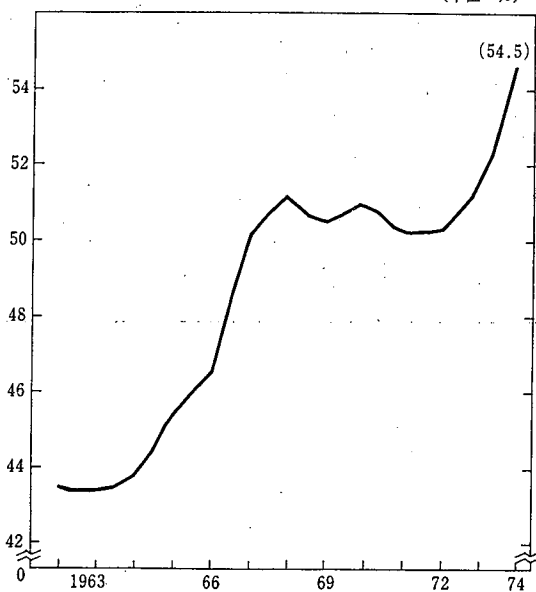
1972年度	△ 511百万ポンド
73 "	△ 739 "
74 "	△3,232 "
75 "	(当初予算) △2,748 "

に達しており、これが国内金融市場における借入れ、ひいてはマネー・サプライの増加圧力となってきた(注13)。最近では、公共部門による対外借入れの著増が、経常収支悪化要因として大きくクローズ・アップされている(注14)。ちなみに英蘭銀行は、公共部門の赤字が金融政策の大きな負担となっている点につき次のような見解を示している。すなわち同行四半期報は、「財政支出の伸びは余りに高過ぎ、財政の借入れ需要増大が国際収支の悪化に結びついている。財政赤字の圧縮(今後2～

[第4図]

財政支出の対GDP(名目ベース)比率の推移

(単位・%)



3年にわたり数十億ポンド)は、少なくとも国際収支改善の必要条件である」(75年3月号)とし、さらに「財政支出が予想以上に急増(第4図参照)しているだけに、今後海外からの借入れ困難化等に伴い、これが国内金融市場において産業資金需要への過重な圧力となる懸念も大きい。適切な金融環境維持のためには思い切った財政支出の削減を図る一方、非金融部門からの赤字資金調達を促進する必要がある」(75年6月号)旨指摘している。

4. 今次政策の反響と若干の問題点

問題は、以上のような英国経済の直面する困難に対して、労働党政府が打ち出した今次一連の政策が果たして適切な解決策となりうるか否かである。以下、これについて検討してみよう。

(1) 新賃金・物価抑制策について

本政策については、労働組合側は9月3日、TUC(労働組合評議会)年次総会においてこれを受諾、支持する決議を行った(2:1の多数)。もっとも賃上げ基準に関しては、政府が「週6ポンドを賃上げの上限」としているのに対し、組合側はあくまで「一律上昇額」(マレーTUC事務局長)との受けとめ方で臨んでいるなど、早くも両者間の見解の相違が露呈しつつある。CBI(英国産業連盟)も、これが政策の破綻につながりかねないとの懸念を表明、さらにこの見解の相違を巡りス

(注13) エコノミスト誌(10月4日号)は、主要国の公共部門の借入所要額を次のように推計している。

	75年度中の公共部門の借入所要額	74年対GDP比率
英国	190~280億ドル	10~15%
米国	900億ドル以上	6%以上
西ドイツ	280~320億ドル	7~8%
フランス	90億ドル以上	3%以上
日本	330億ドル	8%

(注14) 最近、ケンブリッジ大学のW.Godley教授を中心とするケンブリッジ・エコノミスト・グループは、「国際収支対策には財政政策をあて、国内需要管理に対しては為替政策を用いるべし」との提言を発表(The Economic Policy Review, 1975年2月)して注目されている。この考え方は、マネー・フローにおける恒等式<経常収支赤字≒公共部門の資金不足+民間部門の資金不足>の中で、民間部門の資金不足の資金量に対する割合が長期安定的であり、したがって民間部門の資金不足は経常収支に対しおおむね中立的に作用しており、経常収支赤字の増加は公共部門の資金不足の増加に対応するとみなしていることによる。したがって経常収支赤字を縮小するためには財政赤字の削減が必要であると論じている。

ト等生産阻害要因の発生しかねない点について危惧していると伝えられる。また労働党内部でも、当初から本政策に反対の意向を表明してきた急進左派のトリビューン・グループは、「賃金抑制という非合理的な政策は排除すべきであり、むしろ今行うべきことは失業増大を防止するための輸入規制の実施や、大規模な公共事業計画の導入等である」と主張している。

本政策の成否は、何よりもインフレ率そのものの動向にかかってこよう。なぜならば、労働組合側の本政策支持は、引き続き不況(失業増大)・インフレの進行下において、「労働組合が実質生活水準の低下にいつまで耐えられるか」(エコノミスト誌)という点にかかっているとみられるからである。政府のインフレ抑制目標は、前述のごとく第1段階として「76年第3四半期までに前年比10%の物価上昇を抑える」ことにある。これを達成するためには、今後小売物価の上昇率を月率0.8%以内に抑える必要があるが、最近のポンド

価値下落が著しいこと(対ドル相場では9月29日1ポンド当り2.0375ドルと既往最低<本年初来のピーク3月3日2.43475ドル比16.4%切下げ>、実効切下げ率は10月7日対スミソニアン・レート比29.5%<本年初来最小は3月26日の21.1%>)、不況の進行が夏場ごろに予想されていたよりも激しく、生産性向上はより困難な状態にあることなど、物価を巡る環境には一段と厳しいものがあるとみられる。

(2) 新産業民主化政策について

本政策構想について第1に問題となるのは、これによって果たして英国経済の宿痼である経営効率化が促進されるか否かという点である。これに関しては、現存する国有企業の実績に照してみると必ずしも肯定しがたい。すなわち、英国の国有企業は人員面では国際的にトップ・クラスにランクされるが、その生産性は著しく劣っている(注15)。これは、必ずしも効率的でない企業経営や政府の手厚い保護等から、生産性向上・経営合理化の努

(注15) 英国の国有企業における生産性と国際比較。

	雇 用 人 員	1人当り生産高
	(千人)	(千ポンド)
(鉄 鋼)		
British Steel Corp. (英国)	220	8.1
Thyssen (西ドイツ)	92	21.1
Krupp ()	76	16.6
Italsider (イタリア)	49	14.3
Denain (フランス)	84	12.1
(石 炭)		
National Coal Board (英国)	337	3.1
Saarbergwerke (西ドイツ)	29	13.6
Ruhrkohle ()	148	9.3
Charbonnage (フランス)	10	4.8
(自動車)		
British Leyland (英国)	204	7.7
Opel (西ドイツ)	57	18.4
Volvo (スウェーデン)	66	15.9
Benz (西ドイツ)	156	15.4
Volkswagen ()	215	12.9
Peugeot (フランス)	196	10.6

資料：ファイナンシャル・タイムズ紙(75年6月10日号)。

力を怠る傾向が根強く、しかも英国の質上げは従来国有企業を含む公共部門の大幅アップにリードされてきたといっても過言ではなく、それだけコスト・アップ圧力も大きかったという事情によるものとみられる。したがって、企業の効率化を促進するためには、国有化に伴う独占のもたらす弊害の面に十分配慮する必要がある。

第2には、ひとたび労働争議等生産阻害要因が生じた場合の経済に与えるインパクトは、国有企業の方がより甚大なものがある点を指摘できよう。国有企業の場合、労組は一般に企業経営に対する不安が乏しいため、ストライキも相当にひん繁かつ大規模に行う例が多くみられる。73年末の炭労ストにより英国は74年1～3月の間、週3日操業制の実施を余儀なくされたことは記憶に新しい。

第3には、国有化に伴う財政負担の増大である。ちなみに、75年3月末までに政府が国有企業に対し行った財政援助は77億ポンドにも上っている。今後、計画協定締結企業に対する資金援助も含めた財政負担は、増加の一途をたどることが予想される。その場合、個人部門からの民間企業部門ないし公共部門への資金移転が行われないかぎり、財政の借入需要はさらに膨張を続け、金融政策面にも少なからぬ影響を及ぼすことになりかねない。

5. むすびにかえて

英国経済の前途については、前記ハドソン研究所レポートのように悲観的な見方がある反面、最近公表されたヘンリー予測センターの見通し^(注16)のごとく、80年からの北海石油生産本格化に伴う

資源問題の解決等に大きな期待を寄せた楽観論もみられるなど、決して単純ではない。また英国経済を取り巻く国際経済環境も、たとえばECとの結びつきはどのように深められていくのか、国際通貨体制はどのようなものに落ち着いていくのかなど、不明確な要因も多い。しかし何よりも、一国の将来は基本的には、国内経済政策運営がどのように行われるかという点にかかっているわけであり、これまでみてきたような労働党政府が作成した「英国病」に対する新しい処方箋を、今後英国国民、企業が自らどのように受けとめ、対応していくかという点が注目される。

すでに述べたとおり、一連の新政策路線はきわめて社会主義的色彩の濃いものであるが、従来の英国経済の不振が、基本的には企業のダイナミズムに欠けた点に起因するものであることを考えさせる時、なおいろいろ問題点も多いと思われる。この点に関連してリチャードソン英蘭銀行総裁は、「近く国民経済発展審議会(NEDC)で行われる政府の新産業政策に関する検討の過程において、経済における民間部門の役割り貢献が十分に評価され、産業界の経営に自信を取り戻させるような議論がでることを望みたい。また企業の利潤と自信の回復がないかぎり、われわれが必要とする生産増大、雇用機会拡大を確保することはむずかしい」と述べている(75年10月16日ロンドン市長招待晩さん会における演説)。

いずれにせよ英国が福祉国家の維持と経済成長の達成という難問に対して、今後どう立ち向かっていくかということは、他の先進諸国にとっても多くの示唆を含むものといえよう。

(注16) The Henley centre for Forecasting, Britain in the 1980's, 1975.

(付表)

英国の1950年代以降の経済政策運営について

		経済政策の基本方針	金融・財政政策の組合せ	所得政策	評価
50 年 代 政	保守 党	<p>○自由経済原則に基づく完全雇用の実現と物価・国際収支改善の同時的達成を目標。</p> <p>(1) とくに生産拡大、投資促進に重点。</p> <p>(2) 経済統制、国有化路線の大幅修正。</p> <p>○総需要管理改善中心の運営。</p>	<p>○金融政策の弾力的運営が図られたが、以下の制約条件もあり、財政政策の役割が相対的に大。</p> <p>(1) 金融政策 (公定歩合の活用) 1939年以降低金利政策の下、2%の水準に据置かれていたが、51年11月12年ぶりに引き上げられ、その後経済情勢に応じてひん繁に変更された。</p> <p>(政策制約要因) 公定歩合は、対外的には巨額の海外ポンド債務残高を抱えていたため、「ポンド対外価値の維持」の制約があったほか、国内面では膨大な国債残高から国債価格支持操作を余儀なくされるなど、いわば信用調節機能に限界。</p> <p>(2) 財政による積極拡大策の展開 イ. 53年度の生産刺激予算(incentive budget) …大幅減税、投資優遇。 ロ. 54年4月投資特別債抑制導入。 ハ. 59年度の拡大予算。</p>	<p>○コスト・インフレ圧力に対する認識もみられ始めたが、賃金決定に対する労働力市場ひっ迫の影響大との見方が有力であり、所得政策導入にまで至らなかった。</p> <p>(1) 56年3月「完全雇用の経済的意味」と題する白書発表。 …「賃上げ要求の自粛、価格・利潤等についての自制」を初めて公式に訴える。</p> <p>(2) 57年8月「物価・生産性および所得に関する委員会」(コーエン委員会、のちヘイワース委員会)設置。 …コスト・インフレをめぐる諸問題の検討。</p>	<p>○ストップ・ゴー政策により「低成長」「物価上昇」、「国際収支危機」の悪循環を招いた。</p> <p>(1) 巨額の海外ポンド債務残高の存在から対外均衡が重視され、この面から国内経済政策運営が制約された。すなわち国際収支の赤字・黒字に応じて引締め・緩和が繰り返され、この結果企業の先行き見通し難による投資意欲の減退を招き、長期成長力を低下させる一因となった。</p> <p>(2) 他方、金融政策が、本来の信用調節機能を十分果たせなかったことは、根強い物価上昇を生む原因になったとみられるほか、完全雇用の下、生産性向上を上回る賃上げが定着傾向を示し、コスト・インフレ圧力がしだいに強まっていった。</p>
		<p>○長期安定的な経済成長の達成(50年代のストップ・ゴー政策への反省)。</p> <p>(1) 中期経済計画設定 …国民経済発展審議会(NEDC, 62年3月設立)による中期(62~66年)成長率目標4%提言。</p> <p>(2) 中期財政計画作成 …61年以降公共支出計画(中期見通し)を作成、63年から白書として公表。</p> <p>○所得政策に対して一応接近(政府、労使3者による長期所得計画の策定を目指す)したが、基本的には総需要管理改善中心。</p>	<p>○財政・金融両面からの景気浮揚</p> <p>(1) 63年度拡大予算(戦争直後の46年を除き、戦後初の赤字予算)。</p> <p>(2) 公定歩合も比較的低下水準に維持(63年1月~64年2月まで4%で推移)。</p>	<p>○所得の計画的上昇を図ろうとしたが、労組の反発から実効なし。</p> <p>(1) 61年7月~62年3月賃金凍結(pay pause, 公務員・国有企業の賃上げ停止)。 …61年7月のポンド危機に対処するための緊急避難的措置。</p> <p>(2) 62年4月所得増加のガイド・ライン呈示(guiding light)。 …労組の協力を得られず賃上げ抑制アピールにとどまる(62年2~2.5%、63年3~3.5%)。</p>	<p>○高度成長(63年4.0%、64年6.0%)を享受したものの、確固たる所得政策の裏付けを欠いたため、コスト・インフレの激化をもたらし、64年には国際収支危機を招き、成長政策は破たん。</p>
60 年 代	権 (51年10月~64年10月)				

	経済政策の基本方針	金融・財政政策の組合せ	所得政策	評価
労働党 60年 代 権 (64年10月～70年6月)	<p>○所得政策の確立のうえに立って安定的経済成長の達成維持することを目指す。</p> <p>(1) 経済省(64年10月設置)による国民計画(National Plan)策定…65～70年でGDPを25%増加させる(年平均成長率3.8%)。</p> <p>(2) 所得政策の本格的導入…65年4月全国価格・所得委員会(NBPI)新設。</p>	<p>○投資補助金制度導入(66年1月)や企業再編成公社設立(67年1月)など長期安定的成長路線の追求が試みられてはきたが、労働党政権時代全般を通じて、底流に通貨不安もあったことから財政・金融政策ともに抑制基調の運営。</p> <p>(1) 公定歩合は比較的高水準で推移。 …7%以上の高レートとなった期間は通計3年5か月に及び、しかも超危機レートといわれる8%への引上げを二度も実施(67年11月～68年3月、69年2月～70年3月)。</p> <p>(2) 緊縮予算編成 …66年7月間接税10%引上げ 68年4月法人税引上げ(40→42.5%) 69年4月法人税引上げ(42.5→45.0%)。</p>	<p>○成長政策の基盤を築くための中心的支柱として導入された。内容的にも賃金・価格に加え配当も含む包括的なもの。</p> <p>(1) 64年12月、政府・労使による「生産性、価格および所得に関する共同宣言」を発表、「自主抑制」からスタート。</p> <p>(2) 66年7月、国際収支危機に対処するため「賃金・価格等を凍結」(6か月間、ただし配当は67年6月末まで)、凍結解除後も「厳しい抑制」期間として所得の基準増加率を0。</p> <p>(3) 67年11月のポンド切下げ後は所得政策のスタンスは緩和(68年3月、所得の基準増加率3.5%のガイド・ライン設定)。</p>	<p>○スタグフレーションの顕現化。</p> <p>(1) 66年7月、67年秋のポンド危機に伴いストップ・ゴー政策への逆戻りとなり、しかも抑制的期間が長く経済は低調裡に推移。</p> <p>(2) また賃金上昇も所得政策の緩和にしたがって拡大、さらにポンド切下げ(67年11月)、間接税引上げ等が物価上昇圧力として響いたことから、労組の実質所得向上を理由とした賃上げ要求が尖锐化(68年9月、労働組合評議会は物価・所得法撤廃を決議)、<u>所得政策は破たん</u>。</p> <p>○この結果景気後退と物価上昇の並進というスタグフレーションを招来。</p>
保守党 70年 代 権 (70年6月～74年2月)	<p>○「経済成長」が第一義的政策目標。 〈パーバ蔵相の73年度予算演説〉</p> <p>(1) 「インフレや国際収支の悪化に対処する手段が経済の成長を損ってはならない」。</p> <p>(2) 「持続的経済成長はインフレ抑制計画における重要なファクター」。</p>	<p>○財政拡大による「成長指向」、金融抑制による「物価安定」、為替政策による「対外均衡」と政策の役割をそれぞれ位置づけ、積極的なポリシー・ミックスの展開を試みる。</p> <p>(1) 成長指向予算編成 71年度から73年度予算までは景気刺激型(減税、投資優遇措置等)。</p> <p>(2) マネー・サプライ抑制を目標に72年10月以降金融政策は引締めへ(なお、英蘭銀行では71年9月信用配分に際しプライス・メカニズムを貫徹することにより金融機構の効率化と金融調節の弾力化を図るため新金融調節方式を導入)。</p> <p>(3) 72年6月のポンド危機に際し、ポンド・フロートへ移行。</p>	<p>○保守党政府は当初「自由経済原則への復帰」を掲げ、賃金決定に関し政府の介入を避け、労使の責任ある交渉にゆだねるとの方針を打ち出していた(労使関係の安定を図るため71年8月労使関係法を制定)。</p> <p>…これに呼応して英国産業連盟(CBI)は「労組の賃上げ要求態度緩和」をねらって自主的価格抑制策実施(71年7月から1年間)。</p> <p>○労組の賃上げ態度は改まらず、政府は賃金コスト・プッシュ型のインフレ進行抑制のため、所得政策導入へと方針変更。労使との話し合いによる自主的抑制方式は労組の反対から、72年11月法的規制を実施へ。</p> <p>本所得政策はきわめて総合的かつ具体的な性格を有し、期限を明示的に区切り、段階的な接近を試みたもの(注)。</p>	<p>○高成長は持続せず、物価、国際収支問題も解決に至らず。</p> <p>(1) 金融引締めにもかかわらず、72～73年のマネー・サプライは急増し、インフレーションの一因に。 …新金融調節方式のメカニズム上の問題もあったが、①財政政策が成長指向的に運営され、財政の大幅赤字が逆方向に作用するというポリシー・ミックス上の問題、②景気拡大と物価上昇から派生する期待利潤率の上昇と実質金利の低下に伴う民間資金需要の拡大といった要因によるところが大。</p> <p>(2) また、所得政策の段階的緩和に伴い賃上げ圧力が高まり、加えてポンドのフロート・ダウンや国際商品市況高騰(72～73年)、オイル・ショック(73年10月)による輸入インフレが物価上昇を拍車。</p>

	経済政策の基本方針	金融・財政政策の組合せ	所得政策	評価
労働党年政権(74年3月)	<p>○輸出と投資主導型の経済成長パターンへの転換を目標。</p> <p>○インフレ抑制。 新賃金政策の目標：「76年第3四半期には10%、76年末までには1けた台の伸びに抑えること」。</p> <p>…英国経済再建のかぎは76年以降に予想される世界経済の拡大の波にうまく乗ることにあり、そのためにもインフレ抑制こそが緊急かつ最大の課題(75年4月ヒューリー蔵相予算演説)。</p>	<p>○金融政策は引締め維持、財政政策も大筋として漸次抑制色を強める。</p> <p>…74年4月 法人税(40→52%)、 所得税等引上げ 75年4月 所得税、付加価値税等引上げ</p> <p>○財政面からの企業投資促進策。</p> <p>…74年11月在庫評価益に対する課税軽減、価格規制の緩和</p> <p>75年4月設備投資補助(100百万ポンド) 75年9月設備投資補助(80百万ポンド)</p>	<p>○賃金の法的規制を撤廃(74年7月)し、いわゆる“社会契約”に基づく労組の自主賃上げ抑制にゆだねたが、結局破たん。新しい賃金抑制策を導入(本文参照)。</p> <p>…今やインフレ抑制の最後の切札的な存在。</p> <p>○なお、前保守党時代に導入された価格・配当規制は存続。</p>	<p>○現在までのところトリレンマは未解消。</p> <p>(1) 景気…戦後最大の景気後退下にある(失業も40年代以降最高の水準)が、今後については反転上昇の可能性。</p> <p>(2) 物価…最近やや鈍化の気配もうかがわれるが依然2けたインフレ進行(先進国中最高の騰貴率)。</p> <p>(3) 貿易収支…輸入減退を主因に年初来改善傾向にあったが、このところ再び赤字幅が拡大(詳細は「国別動向」参照)。</p>

(注) ヒース保守党政権下の所得政策

	第1段階	第2段階	第3段階
期間	1972年11月6日～73年3月31日 (物価のみは4月28日まで)	1973年4月1日～10月31日 (賃金のみは11月6日まで)	1973年11月1日から別途定めるまで (賃金は11月7日から1年間) 〈注1〉
賃金	○凍結。	○対象グループの賃金総ファンドの4%増プラス1人当たり週1ポンド以内。 ○1人当たり賃上げ限度は年間250ポンド。	○グループごとの賃上げ限度は7%または1人当たり週2.25ポンド以内。 ○1人当たり賃上げ限度は年間350ポンド。 ○小売物価が70年10月の水準に比し7%上昇した場合には週当たり40ペンスまでの賃上げを自動的に認め、さらにこれを1%上回るごとに同じく週当たり40ペンスまでの賃上げを認める(threshold agreements)〈注2〉 ○賃金体系修正、生産性上昇による特別賃上げ、ロンドン勤務手当引上げなどについては労使の個別交渉を認める(賃金委員会の要承認)。
価格	○凍結。 (ただし、生鮮食品・輸入品を除く)。	○価格引上げは「やむを得ざるコスト上昇」に見合う分まで(とくに労働コストはその50%まで)。 ○大企業は事前承認、中小企業は事後報告。 ○売上高利益率が過去5年間で最高の2年の平均を上回る場合は価格引下げ。 ○生鮮食品・輸入品は対象外。	○基本的には「第2段階」と同じ。 ○規制による売上高利益率低下を10%にとどめる。 ○設備償却費増加を「やむを得ざるコスト上昇」に算入。 ○中堅企業の値上げはそのつど通告(従来は四半期末ごとの報告)。
家賃等	○凍結。	○営業用賃貸料は凍結継続。 ○一般家賃は「住宅金融法」(Housing Finance Act 1972)により規制。	○「第2段階」に同じ。 ○住宅金融協会の貸付金利を最初の自家取得者につき5年間2.5%引下げ。
配当	○凍結。	○原則として前会計年度の5%増以内。	○「第2段階」に同じ。ただし設備投資資金調達のためやむを得ない場合には特例を認める。
金利等	○規制対象外。	○金融機関の net profit margin(受取利息から支払利息・経費を引き、期中平均資産額で除す)が過去5会計年度で最高の2年度の平均を上回る場合、英蘭銀行に対する特別預金の金利を減額。	○特別預金のうち、当座預金にかかる分につき付利禁止。
罰則	○最高400ポンドの罰金	○同左	○同左
法律等	○「インフレーション抑制臨時措置法」制定	○「賃金・価格規制」制定。 ○賃金委員会、価格委員会設置。	○「賃金・価格規制」修正。

〈注1〉 「第3段階」は、74年7月26日に賃金に関する法的規制が撤廃されたことをもって事実上終了したとみなせる。すなわち、この第3段階実施中に政権が交替、74年3月に成立した労働党政府は、7月に「賃金規制」と「賃金委員会」を廃止し、賃上げについては「社会契約」に基づく労組の自主的抑制方式にゆだねることとしたのである。なお、価格・配当規制については若干の修正がなされながらもなお現在も継続されている。

〈注2〉 threshold agreementsは74年4月の小売物価が73年10月の水準を9.8%上回った(74年5月24日発表)のに伴い5月第5週以降はじめて発動された。